

**令和2年**

**老岐市議会定例会5月会議議案**

(令和2年5月15日提出分)

## 令和2年壱岐市議会定例会5月会議議案

報告第2号 壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について

報告第3号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

議案第33号 令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）

## 報告第2号

### 壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和2年5月15日提出

壱岐市長 白川博一

## 専決第1号

### 専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例等の一部改正について専決処分する。

令和2年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

## 壱岐市税条例等の一部を改正する条例

(壱岐市税条例の一部改正)

第1条 壱岐市税条例(平成16年壱岐市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の

存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第

5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第17項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則

第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(壱岐市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 壱岐市税条例等の一部を改正する条例(令和元年壱岐市条例第8号)の

一部を次のように改正する。

第2条中壱岐市税条例第24条の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の壱岐市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部

分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（壱岐市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 壱岐市税条例等の一部を改正する条例（平成30年壱岐市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条のうち壱岐市税条例等の一部を改正する条例附則第6条の改正規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に、「平成31年10

月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第5号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第7号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第5条 壱岐市税条例等の一部を改正する条例（平成31年壱岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度

分」を「令和元年度分」に改める。

第6条 壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成31年壱岐市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

報告第3号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和2年5月15日提出

壱岐市長 白川博一

## 専決第2号

### 専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分する。

令和2年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

## 壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第9項及び第10項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年度

一般会計補正予算書  
(第3号)

壱岐市



## 議案第33号

### 令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,668,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,569,574	36,265	5,605,839
	2 国庫補助金	3,944,045	36,265	3,980,310
18 繰入金		2,324,226	100,000	2,424,226
	1 基金繰入金	2,324,226	100,000	2,424,226
19 繰越金		406,604	10,235	416,839
	1 繰越金	406,604	10,235	416,839
歳入合計		26,521,500	146,500	26,668,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,842,187	110,235	6,952,422
	1 総務管理費	6,519,366	110,235	6,629,601
3 民生費		6,040,794	36,265	6,077,059
	2 児童福祉費	1,866,998	36,265	1,903,263
歳出合計		26,521,500	146,500	26,668,000



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	5,569,574	36,265	5,605,839
18 繰入金	2,324,226	100,000	2,424,226
19 繰越金	406,604	10,235	416,839
歳入合計	26,521,500	146,500	26,668,000

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費	6,842,187	110,235	6,952,422
3 民 生 費	6,040,794	36,265	6,077,059
歳 出 合 計	26,521,500	146,500	26,668,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			110,235
36,265			
36,265			110,235

## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	5,569,574	36,265	5,605,839
	2 国庫補助金	3,944,045	36,265	3,980,310
	2 民生費国庫補助金	87,048	36,265	123,313

18	繰入金	2,324,226	100,000	2,424,226
	1 基金繰入金	2,324,226	100,000	2,424,226
	1 基金繰入金	2,324,226	100,000	2,424,226

19	繰越金	406,604	10,235	416,839
	1 繰越金	406,604	10,235	416,839
	1 繰越金	406,604	10,235	416,839

14 国庫支出金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	36,265	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 35,540 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 725

1 基金繰入金	100,000	財政調整基金 100,000

1 繰越金	10,235	前年度繰越金（純繰越分） 10,235

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	6,842,187	110,235	6,952,422				110,235
1	総務管理費	6,519,366	110,235	6,629,601				110,235
14	新型コロナウイルス感染症対応事業費	2,881,500	110,235	2,991,735				110,235

3	民生費	6,040,794	36,265	6,077,059	36,265			
2	児童福祉費	1,866,998	36,265	1,903,263	36,265			
2	児童措置費	905,036	36,265	941,301	36,265			

2 総務費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び 賃借料	3,400	賃借料 自動車借上料	3,400
18 負担金、補助 及び交付金	106,835	事業費補助金 観光需要喚起対策事業補助金 漁業経営緊急支援対策事業補助金 地域肉用牛振興対策事業補助金 農業経営安定化支援事業補助金	40,000 55,000 11,260 575

3 職員手当等	102	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職）	102
10 需用費	115	消耗品費 印刷製本費	48 67
11 役務費	508	通信運搬費 郵便料 手数料 振込手数料	299 209
18 負担金、補助 及び交付金	35,540	給付費 子育て世帯臨時特別給付金	35,540